

韮崎市民交流センターニコリ
新型コロナウイルス感染拡大防止のための会議室等の利用基準等

一部変更

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、6月1日(月)から当面の間、「会議室利用規約」に優先して本利用基準等により運用させていただきます。

会議室等の利用は、新型コロナウイルス感染拡大防止の対応を徹底させていただくため、順次、利用条件を拡大させていただきます。

11月21日(土)から、学習室2の利用上限人員および利用可時間帯、市民活動支援室1の利用可時間帯を変更いたします。

下記利用基準の他、各室個別の利用基準を定めさせていただきます。

※別紙3をご参照願います。

●**会議室等利用基準**

- ・利用可時間帯は午前9時～午後9時30分とします。
- ・会議室等各室には、利用者1人当たりの専有面積が3㎡以上となるよう、利用上限人員を定めるものといたします。
利用上限人員とは、会議室等利用時に、室内で同時に利用される人数の上限とします。
講座・セミナー・面接会・相談会等を利用目的とする場合で、延べ利用人数が利用上限人員を超える場合は、事前に総合受付へ申告いただきます。
※別紙1をご参照願います。
- ・1日の利用回数は2回まで可とし、1回の利用時間は、2時間を上限とします。
1日の利用時間は4時間を上限とします。
ただし、アートギャラリー1・2、屋内・屋外共用スペースを除きます。
- ・会議室等の継続利用は、週1日かつ月4日を上限とします。
ただし、アートギャラリー1・2、屋内・屋外共用スペースを除きます。
- ・会議室等の利用は会議室等毎に、換気・消毒のため、1回の利用後、次の利用までに30分以上の間隔を空けるものとします。
ただし、多目的ホールおよび特定の会議室と会議室を接続した場合は、1時間以上の間隔を空けるものとします（同一先の連続利用の場合は、1回目の利用後、次の利用までの間隔は30分とします）。
※会議室等利用後には当施設側で消毒を実施します。
- ・特定の会議室と会議室の接続は可とします。
※別紙2をご参照願います。
- ・激しい運動（例：ダンス等）、発声（例：合唱等）を内容とした利用は不可とします。
ただし、音楽室1・2、音楽スタジオ1・2を1名での利用の場合を除きます。

令和2年11月19日

- ・和室会議室1の床の間、和室会議室2のステージは利用不可とします。
- ・利用者は、「会議室等ご利用時の感染防止対策」(別添)を遵守いただくようお願いいたします。
- ・利用時の代表者(責任者)は、「会議室等ご利用時の感染防止対策」の遵守を確認願います。

●既予約済会議室等の利用

前記の会議室等利用基準による利用が条件となります。

前記の会議室等利用基準を満たさない場合は、既予約済であっても、変更あるいは取消をしていただきます。

●会議室等の利用予約

受付可能期間は規約どおり、6か月先まで可とします。

利用予約の受付時間は、午前9時～午後8時とします。

●取消・変更

「新型コロナウイルス感染拡大」を理由とする取消は、利用料金の全額を返金します。

「新型コロナウイルス感染拡大」を理由とする変更により利用料金に返金すべき差額金が生じた場合は、差額金全額を返金します。

●その他

本利用基準等に記載のない事項につきましては、ニコリ総合受付職員までお問い合わせ願います。

本利用基準等は、変更する場合がありますので、予めご了承ください。

変更する場合は、その都度、総合受付、ホームページ等でお知らせいたします。

以上